破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７３９号
兵庫県西宮市弓場町４番７号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区舞鶴１丁目２番33―602号
破産者　濵田　要人
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止の取消決定確定並びに破産債権の届出期間及び一般調査等の期日

当庁平成28年（フ）第1372号破産事件について、当裁判所が平成29年１月16日にした破産手続廃止決定を抗告審において取り消す旨の決定があり、同決定は同年６月８日に確定したから、当裁判所は次のとおり決定する。

平成２９年（フ）第２５７７号
名古屋市中村区亀島２丁目12番６号、開始決定時の住所大阪市西区江戸堀１丁目20番１号
破産者　間手原栄理
破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後３時30分
平成29年７月７日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第９１７号
埼玉県志木市下宗岡２丁目９番30号
破産者　村野　　敦
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目２番18号
破産者　奥村遊機株式会社
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０２号
横浜市港北区新横浜３丁目７番19号
破産者　マルケイホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０５６号
横浜市都筑区中川中央１―22―15
破産者　株式会社サークル
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３７１号
横浜市中区本町６丁目52番地
破産者　株式会社プライムコーポレーション
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６号
愛媛県松山市東垣生町214番地１
破産者　有限会社カーレントテック
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９号
静岡県沼津市西間門27番地の１　ハーティ西間門301、前住所静岡県沼津市岡宮1193番地の11
破産者　刑部いづみ
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０３号
大阪市此花区朝日１丁目２番18号　第２オグラマンション302号
破産者　大林　　薫
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１３号
大阪府門真市打越町28番８―707号
破産者　友井　基晴
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８号
岡山県倉敷市真備町箭田3316番地
破産者　三宅　正明
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
北九州市小倉北区赤坂４丁目７番６―403号
破産者　豊福　真一
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７１９号
北九州市小倉南区下南方１丁目３番９号(602)
破産者　吉見　篤史
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０１号
盛岡市館向町39番10号
破産者　林　　重宏
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５６号
岩手県花巻市東12丁目第15地割74番地１
破産者　照井　　薫
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１７９号
滋賀県草津市南笠東４丁目８番７―206号　シャトレ岡田、開始決定時の住所滋賀県草津市矢橋町７番地131
破産者　早川アルミ建材こと　早川　弘治
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部